

熊本市公報

第 1380 号
 発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例 (条例第 38 号)	1143
○熊本市税条例の一部を改正する条例 (条例第 39 号)	1144
○下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 40 号)	1158
○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 41 号)	1160
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第 42 号)	1162
○熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 43 号)	1163
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 44 号)	1164
○熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例 (条例第 45 号)	1165
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第 46 号)	1166
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 47 号)	1167
○熊本市営住宅条例の一部を改正する条例 (条例第 48 号)	1168
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第 49 号)	1169
○熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 50 号)	1170

規 則

○社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第 70 号)	1171
○熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (規則第 71 号)	1173
○熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 72 号)	1180

告 示

○第 70 回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会に対し支出する補助金に係る事務の委任 (告示第 452 号)	1181
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 454 号)	1181
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 455 号)	1181
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 456 号)	1182
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 457 号)	1182
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 458 号)	1182
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 459 号)	1182
○第 22 回熊本市景観審議会の開催 (告示第 462 号)	1183

○県道の区域変更（告示第 463 号）	1183
○市道の区域変更（告示第 464 号）	1184
○市税督促状の公示送達（告示第 465 号）	1184
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 466 号）	1184
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 467 号）	1185
○市道の認定（告示第 468 号）	1185
○市道の廃止（告示第 469 号）	1187
○市道の区域決定（告示第 470 号）	1187
○市道の供用開始（告示第 471 号）	1189
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 473 号）	1191
○放置自転車の売却等（告示第 474 号）	1195
○自動車臨時運行許可番号標の失効（告示第 477 号）	1195
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 478 号）	1195
○放置自転車の移動及び返還（告示第 479 号）	1196
○市道の区域変更（告示第 480 号）	1197
○市道の供用開始（告示第 481 号）	1197
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 482 号）	1197
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 483 号）	1200
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 484 号）	1200
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 485 号）	1201
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 486 号）	1202
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 453 号）	1202
○開発行為に関する工事の完了（公告第 454 号）	1202
○差押財産の公売（公告第 463 号）	1203
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 468 号）	1205
○富合農業振興地域整備計画の変更（公告第 469 号）	1205
○開発行為に関する工事の完了（公告第 471 号）	1206
○大規模小売店舗立地法による届出（公告第 473 号）	1206
○開発行為に関する工事の完了（公告第 474 号）	1206
○開発行為に関する工事の完了（公告第 476 号）	1207
○建築基準法による一団地の認定（公告第 477 号）	1207
○開発行為に関する工事の完了（公告第 479 号）	1207
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 16 号）	1208
○住民票の職権消除（中央区告示第 17 号）	1208
○住民票の職権消除（中央区告示第 18 号）	1208
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 4 号）	1208
○住民票の職権消除（北区告示第 5 号）	1208

上下水道局

○熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 14 号）……………	1209
○熊本市上下水道局就業規程及び熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程 （上下水道局規程第 15 号）……………	1209
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 43 号）……………	1210
○指定給水装置工事業者の指定（上下水道局告示第 44 号）……………	1210
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 45 号）……………	1211
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業富合公共下水道の事業計画の変更 （上下水道局公告第 34 号）……………	1211
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更（上下水道局公告第 35 号）……………	1212
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）の事業計画 の変更（上下水道局公告第 36 号）……………	1212
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業富合公共下水道、熊本都市計画下水道事業熊本公 共下水道並びに熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水 道）の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧場所（上下水道局公告第 37 号）……………	1213

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 7 号）……………	1214
--------------------------------	------

監 査

○包括外部監査人の補助者選任（監委告示第 1 号）……………	1214
--------------------------------	------

条 例

条 例 第 38 号

平成 26 年 6 月 24 日

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、熊本市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が 10,000 平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 39 号

平成 26 年 6 月 24 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 25 条の 2 第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 27 条の 3 中「100 分の 14.7」を「100 分の 12.1」に改める。

第 27 条の 5 の 2 第 1 項を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 27 条の 2 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第 32 条の 6 の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加

え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 3 2 条の 6 の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 3 2 条の 6 の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 3 2 条の 3 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 3 2 条の 7 第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 7 4 条第 1 項」の次に「又は第 1 4 4 条の 6 第 1 項」を加え、「第 1 4 5 条」を「第 1 4 4 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「第 7 4 条第 1 項」の次に「又は第 1 4 4 条の 6 第 1 項」を加える。

第 4 0 条の 3 及び第 4 0 条の 5 中「第 1 0 号の 7」を「第 1 0 号の 9」に改める。

第 6 4 条第 1 号ア中「1, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「1, 2 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「1, 6 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に改め、同号エ中「2, 5 0 0 円」を「3, 7 0 0 円」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

三輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第 6 4 条第 3 号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項まで）」の次に「及び第 1 1 項（同条第 1 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 1 0 項まで）」を「公益法人等（同条第 6 項から第 1 1 項まで）」に、「を同法第 4 0 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 4 0 条第 6 項から第 1 0 項まで」を「同法第 4 0 条第 6 項から第 1 1 項まで」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 を削る。

附則第 7 条の 4 中「附則第 1 8 条の 2 第 1 項」の次に「、附則第 1 8 条の 2 の 2 第 1 項」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「平成 2 7 年度」を「平成 3 0 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 の見出し中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等」に改め、同条を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第 1 5 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第 1 5 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第 1 0 条の 2 に次の 2 項を加える。

5 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2と

する。

- 6 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 64 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 16 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 25 条の 2 第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得及び配当所得については、第 25 条の 2 第 1 項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 16 条の 2 の 11 第 3 項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第 2 項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当

所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 25 条の 2 第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第 3 項第 1 号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第 3 号及び第 4 号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、

同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

附則第 1 8 条の 2 の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第 1 項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第 2 5 条の 2 及び第 2 7 条の 2」を「第 2 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 2 7 条の 2」に、「附則第 1 8 条第 6 項」を「附則第 1 8 条第 5 項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 2 3 条第 1 項第 1 6 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 2 5 条の 2 第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第 2 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同条第 2 項第 1 号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 2 7 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 8 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第 2 7 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第 3 号及び第 4 号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 1 8 条の 2 の 2 を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 1 8 条の 2 の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 2 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 2 7 条の 2 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 1 8 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第 2 3 条第 1 項第 1 7 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 2 5 条の 2 第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この

項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第18条の2の4から第18条の2の6までを削る。

附則第18条の3を次のように改める。

第18条の3 削除

附則第18条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の4の2を削る。

附則第18条の4の3第2項第1号中「附則第18条の4の3第1項」を「附則第18条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の

4 の 3 第 1 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 1 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 4 の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 4 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第 3 号及び第 4 号中「附則第 18 条の 4 の 3 第 1 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に、「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、「附則第 18 条の 4 の 3 第 4 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第 4 号中「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に改め、同条を附則第 18 条の 4 の 2 とする。

附則第 18 条の 4 の 4 を削る。

附則第 18 条の 5 を次のように改める。

第 18 条の 5 第 40 条の 2 の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 40 条の 2 中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 18 条の 5 の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第

4 1 条第 9 項」に改める。

附則第 2 1 条中「第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項若しくは第 3 8 項」を「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」に改める。

附則第 2 2 条及び第 2 3 条を削る。

附則第 2 4 条を附則第 2 2 条とする。

第 2 条 熊本市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 条の 2 の 3 を削る。

附則第 1 8 条の 5 の 2 中「附則第 4 1 条第 9 項各号」を「附則第 4 1 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 9 項」を「附則第 4 1 条第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中熊本市税条例第 2 7 条の 3 の改正規定及び次条第 8 項の規定 平成 2 6 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中熊本市税条例附則第 4 条の 2 及び第 1 8 条の 2 の 3 第 2 項の改正規定、附則第 2 2 条及び第 2 3 条を削る改正規定並びに附則第 2 4 条を附則第 2 2 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中熊本市税条例第 6 4 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則第 1 6 条に係る部分を除く。）の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中熊本市税条例第 2 5 条の 2 第 5 項及び附則第 1 8 条の 4 の 3 第 5 項第 3 号（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改正規定、第 2 条中熊本市税条例附則第 1 8 条の 5 の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日

- (5) 第 1 条中熊本市税条例第 18 条、第 32 条の 7、第 34 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 7 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (6) 第 1 条中熊本市税条例第 32 条の 6 の 2 第 1 項及び第 32 条の 6 の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 5 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (7) 第 1 条中熊本市税条例附則第 7 条の 4、第 16 条の 3（同条第 3 項第 2 号の改正規定を除く。）、第 18 条の 2（同条第 2 項第 2 号の改正規定を除く。）及び第 18 条の 2 の 2 の改正規定、附則第 18 条の 2 の 4 から第 18 条の 2 の 6 ままでを削る改正規定、附則第 18 条の 3 の改正規定、附則第 18 条の 4 の 2 を削る改正規定、附則第 18 条の 4 の 3（同条第 2 項第 2 号（「附則第 18 条の 4 の 3 第 1 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 1 項」に改める部分を除く。）並びに同条第 5 項第 2 号（「附則第 18 条の 4 の 3 第 3 項」を「附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項」に改める部分を除く。）及び第 3 号（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改正規定を除く。）の改正規定並びに附則第 18 条の 4 の 4 を削る改正規定、第 2 条中熊本市税条例附則第 18 条の 2 の 3 を削る改正規定並びに次条第 6 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日
- (8) 第 1 条中熊本市税条例第 40 条の 3 及び第 40 条の 5 の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 18 条の 2 の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期

公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第 3 2 条の 6 の 2 及び第 3 2 条の 6 の 5 の規定は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 7 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第 7 条の 4、第 1 6 条の 3、第 1 8 条の 2、第 1 8 条の 2 の 2 及び第 1 8 条の 4 の 2 の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 8 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第 2 7 条の 3 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 3 7 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 3 8 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 6 4 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 6 4 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 6 4 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円

	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
新条例附則第 1 6 条の表以外の部分	第 6 4 条	熊本市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 3 9 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 6 4 条
新条例附則第 1 6 条の表第 6 4 条第 2 号アの項	第 6 4 条第 2 号ア	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 6 4 条第 2 号ア
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

（都市計画税に関する経過措置）

第 7 条 新条例附則第 2 1 条の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 9 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 2 1 条の規定の適用については、同条中「、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」とあるのは「若しくは第 3 5 項」とする。

条 例 第 40 号

平成 26 年 6 月 24 日

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例（平成 22 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号の法人に対して課する平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分及び同日以後に開始する連結事業年度分の市民税の法人税割の税率は、平成 27 年 4 月 1 日前に終了した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税については、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 40 号。以下「改正条例」という。）の施行の日（次号において「改正条例施行日」という。）の前日において、市民税の法人税割の税率が改正条例による改正前の第 3 条第 2 項の規定により旧城南町条例の例によることとされた法人 100 分の 9.7

(2) 改正条例施行日の前日において、市民税の法人税割の税率が改正条例による改正前の第 3 条第 2 項の規定により旧植木町条例の例によることとされた法人 100 分の 11.9

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 1 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

条 例 第 4 2 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第 1 9 条第 2 項中「第 9 号」を「第 9 号の 2」に改める。

第 2 1 条第 2 項及び第 2 2 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2」に改める。

第 4 5 条に次の 1 号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 3 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成 2 3 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項中「上高橋 2 丁目」の次に「、上松尾町」を、「中原町」の次に「、中松尾町、西松尾町」を加え、「、松尾町上松尾」を削り、「松尾町平山」の次に「、松尾 1 丁目、松尾 2 丁目」を加え、同表北区の項中「小糸山町」の次に「、泗水町南田島」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日から施行する。ただし、別表中北区の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

条 例 第 4 4 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「区域」の次に「(当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。)」を加える。

(熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市特別顧問の設置に関する条例（平成 2 0 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鹿本郡植木町の区域」の次に「(境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除く。)」を加える。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「旧鹿本郡植木町の区域」の次に「(当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条 例 第 4 5 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例

熊本市高齢者生きがい作業所条例（平成 1 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市幸田高齢者生きがい作業所の項を削る。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「陶芸等」を「陶芸、園芸、手芸又は木彫」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 5 条第 2 項第 3 号及び第 8 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 6 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「6 人以上を入所させる保育所であって平成 1 0 年 4 月 9 日前から存するもの」を「4 人以上を入所させる保育所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 7 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 備考第 1 項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 8 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 49 号

平成 26 年 6 月 24 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 38 の項を削り、37 の項を 38 の項とし、36 の項の次に次のように加える。

37	市長	熊本城本丸御殿障壁画調査委員会	熊本城本丸御殿障壁画の資料等について調査する。
----	----	-----------------	-------------------------

別表に次のように加える。

70	教育委員会	熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）の保存管理計画を策定するため、必要な事項を審議する。
----	-------	---------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 5 0 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 3
号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 選挙区の項中「植木町米塚」の次に「、泗水町南田島」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

規 則 第 70 号

平成 26 年 6 月 23 日

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

社会福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務に関する権限委任規則（平成 6 年規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 19 条第 4 項」の次に「及び第 55 条の 4 第 2 項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第 3 項第 1 号カ中「第 28 条」を「第 28 条第 1 項」に、「立入調査」を「報告の徴収、立入調査」に改め、「並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止」を削り、同号中タをテとし、ソをツとし、同号セ中「に規定する不正な手段をもって保護を受け、又は受けさせた者からの費用」を「及び第 78 条の 2 に規定する徴収金」に改め、同号セを同号チとし、同号中スをタとし、シをソとし、サを削り、コをセとし、ケをスとし、その前に次のように加える。

サ 法第 55 条の 4 に規定する就労自立給付金の支給に関すること。

シ 法第 55 条の 5 に規定する就労自立給付金に関する報告の徴収に関すること。

第 1 条第 3 項第 1 号中クをコとし、キをケとし、その前に次のように加える。

キ 法第 28 条第 2 項に規定する要保護者の扶養義務者等に対する報告の徴収に関すること。

ク 法第 28 条第 5 項に規定する申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

規 則 第 71 号

平成 26 年 6 月 23 日

熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本市生活保護法施行細則（平成 8 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項」を「第 1 条第 1 項」に、「に係る書面」を「を書面
でするとき」に改め、同条第 3 項第 5 号中「扶養義務届」を「扶養届書」に改める。

第 5 条中「第 24 条第 1 項（同条第 5 項）」を「第 24 条第 3 項（同条第 9 項）」に改
める。

第 14 条中「社団法人日本赤十字社」を「日本赤十字社」に、「第 45 条第 1 項又は
第 2 項」を「第 45 条第 2 項」に改め、「若しくは保護施設の廃止」を削る。

様式第 1 号中

「

本籍地	筆頭者
-----	-----

」

「
を削り、

続柄	氏 名
----	-----

を

続柄	氏 ^{ふりがな} 名
----	---------------------

に、
」

「

生年月日	職業・学年	健康状態
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

」

を

「

生年月日	年齢	職業・学年	健康状態
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

」

に、

「

・ 相談・指導のみ	・ その他
-----------	-------

」

を

「

相談のみ	備考	
------	----	--

」

に改め、同様式（裏面）中

「次回来所時持参書類の指導 有（ 」

を

「暴力団該当 有（ 」

に改める。

様式第 4 号中

「

被保護者との続柄	氏 名	を	「	被保護者との続柄	氏 名	に、
	生 年 月 日			重点的調査対象の有無	生 年 月 日	

」

「

		を	「			に改め、
M. T.	S. H. . .			有・無	M. T.	

」

同様式（裏面）中

「

被保護者との続柄	氏 名	を	「	被保護者との続柄	氏 名	に、
	生 年 月 日			重点的調査対象の有無	生 年 月 日	

」

「

		を	「			に改める。
M. T.	S. H. . .			有・無	M. T.	

」

様式第 9 号中

「

受領印	移管	
	移管先	処理日

「

受領印	移管		備考
	移管先	処理日	

を

に改める。

様式第 1 6 号中「間代)」を「間代) 等」に、

「年 月から

円」

を

「年	月から	
地代・家賃（間代）		円
共 益 費 等		円
<hr/>		
計		円 」

に改める。

様式第 19 号を次のように改める。

様式第 19 号

同 意 書

福祉事務所長（宛）

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所

（旧住所）

氏名

印

様式第22号中「(教示)」を削る。

様式第23号中「時は」を「ときは、」に、「第28条第4項」を「第28条第5項」に、「停止」を「、停止」に、「また」を「又は」に、「福祉事務所に」を「、福祉事務所に」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市生活保護法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 7 2 号

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市奨学金条例施行規則（平成 1 4 年規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「措置」の次に「及び市長が別に定める措置」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 452 号

平成 26 年 6 月 18 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、第 70 回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会に対し支出する補助金に係る事務の委任に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 受任者

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市副市長 牧 慎太郎

2 委任期間

平成 26 年 6 月 17 日から

第 70 回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会の解散の日まで

告示第 454 号

平成 26 年 6 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 555	デイサービスセンター 流泳館 熊本市西區城山半田四丁目 6 番 18 号	有限会社熊本西部 熊本市西區城山半田四丁目 6 番 18 号 代表取締役 西山 博之	平成 26 年 6 月 16 日	通所介護
4370110 555	デイサービスセンター 流泳館 熊本市西區城山半田四丁目 6 番 18 号	有限会社熊本西部 熊本市西區城山半田四丁目 6 番 18 号 代表取締役 西山 博之	平成 26 年 6 月 16 日	介護予防通 所介護

告示第 455 号

平成 26 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

埋原自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「鹿本郡植木町大字轟 1414 番地から 2688 番地 2 までの区域とする。」を「熊本市北区植木町轟 1414 番地から 2688 番地 2 までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所

「鹿本郡植木町大字轟 1676 番地」を「熊本市北区植木町轟 1676 番地」に改める。

告 示 第 4 5 6 号

平成 26 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

御船手区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「宮本 信春」を「河北 清徳」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区富合町御船手 1 6 0 5 番地」を「熊本市南区富合町御船手 1 5 9 6 番地」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市南区富合町御船手 1 6 0 5 番地」を「熊本市南区富合町御船手 1 5 9 6 番地」に改める。

告 示 第 4 5 7 号

平成 26 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

釈迦堂区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「内野 純爾」を「平井 光輝」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区富合町釈迦堂 4 2 1 番地」を「熊本市南区富合町釈迦堂 5 9 7 番地」に改める。

告 示 第 4 5 8 号

平成 26 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

池田校区第 6 - 1 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「熊本市西区池田二丁目 9 番 2 0 号」を「熊本市西区池田二丁目 1 6 番 2 2 号」に改める。

(2) 代表者の氏名及び住所

「塚本 忠 熊本市西区池田二丁目 9 番 2 0 号」を「米野 節郎 熊本市西区池田二丁目 1 6 番 2 2 号」に改める。

告 示 第 4 5 9 号

平成 26 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11

項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

中島校区第 5 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「土森 武典 熊本市西区中原町 1072」を「中村 和治 熊本市西区中島町 4-1」に改める。

告 示 第 4 6 2 号

平成 26 年 6 月 24 日

第 22 回熊本市景観審議会の開催にあたり、熊本市景観審議会傍聴実施要領（平成 14 年 12 月 2 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開催日時

平成 26 年 6 月 26 日(木) 午前 10 時から

2 会場

熊本市中央区花畑町 4 番 18 号 国際交流会館 4 階 第 3 会議室

3 議案

議題 NHK 熊本新放送会館に対する技術的助言への対応について（報告）

4 傍聴申し込み手続き

(1) 申し込み期限 平成 26 年 6 月 25 日（水）17 時まで

(2) 申し込み先 熊本市都市建設局 開発景観課 景観整備係

電話 096-328-2507 内線 2507

(3) 定員 10 名（申込みが定員を超える場合は公開抽選）

告 示 第 4 6 3 号

平成 26 年 6 月 24 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
一般県道	瀬田熊本線	東区石原一丁目 84 番地先から 東区石原町 174 番 5 地先まで	旧	10.2 ～ 14.0	340.0
		東区石原一丁目 84 番地先から 東区石原町 174 番 5 地先まで	新	11.5 ～ 29.7	340.0

告 示 第 4 6 4 号

平成 26 年 6 月 24 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)
23-156	上南部町 第 7 号線	東区上南部二丁目 1 4 4 6 番 2 2 地先から 東区上南部二丁目 1 4 4 6 番 1 3 地先まで	旧	3.6 ～ 5.8	60.0
		東区上南部二丁目 1 4 4 6 番 2 2 地先から 東区上南部二丁目 1 4 4 6 番 1 3 地先まで	新	3.6 ～ 14.1	60.0

告 示 第 4 6 5 号

平成 26 年 6 月 24 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
 - (1) 市県民税（普通徴収） 12 件
 - (2) 市県民税（特別徴収） 25 件
 - (3) 法人市民税 1 件

告 示 第 4 6 6 号

平成 26 年 6 月 24 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
河内校区第 3 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名及び住所
「清田 寛志 熊本市西区河内町河内 3052-2」を「清田 博志 熊本市西区河内町河内 3117」に改める。

告 示 第 4 6 7 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

中島校区第 9 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「尾崎 英喜 熊本市西区沖新町 1 4 1 7 番地 1」を「本田 智義 熊本市西区沖新町 3 9 2 0-2」に改める。

告 示 第 4 6 8 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
9-194	山室 1 丁目第 3 号線	北区山室一丁目 5 0 番 7 4 地先
		北区山室一丁目 8 9 番 4 地先
9-1061	山室 1 丁目第 4 号線	北区山室一丁目 9 0 番 1 地先
		北区山室一丁目 1 1 2 番 2 地先
9-1062	山室 1 丁目第 5 号線	北区山室一丁目 8 6 番 6 地先
		北区山室一丁目 8 6 番 1 3 地先
9-1063	山室 1 丁目第 6 号線	北区山室一丁目 8 6 番 1 4 地先
		北区山室一丁目 1 1 5 番 5 地先
12-1124	佐土原 1 丁目第 3 号線	東区佐土原一丁目 3 6 2 1 番 1 0 地先
		東区佐土原一丁目 3 6 2 1 番 8 地先
12-1125	広木町第 1 9 号線	東区広木町 2 8 3 番 1 1 地先
		東区広木町 2 8 3 番 7 地先
15-693	田迎 3 丁目第 2 号線	南区田迎三丁目 4 5 番 1 地先
		南区田迎三丁目 3 4 番 8 地先
15-694	御幸西 4 丁目第 1 号線	南区御幸西四丁目 3 1 4 番地先
		南区御幸西四丁目 4 8 2 番 1 0 地先

17-491	野口2丁目第6号線	南区野口二丁目272番4地先
		南区野口二丁目254番6地先
17-492	野口2丁目第7号線	南区野口二丁目945番8地先
		南区野口二丁目945番2地先
17-493	刈草3丁目第5号線 号線	南区刈草三丁目426番2地先
		南区刈草三丁目378番8地先
17-494	刈草3丁目第6号線 号線	南区刈草三丁目427番11地先
		南区刈草三丁目427番6地先
17-495	白藤1丁目第9号線 号線	南区白藤一丁目223番7地先
		南区白藤一丁目216番14地先
18-211	城山半田3丁目第2 号線	西区城山半田三丁目1252番2地先
		西区城山半田三丁目1257番地先
23-873	御領5丁目第2号線	東区御領五丁目595番6地先
		東区御領五丁目595番16地先
23-874	小山4丁目第6号線	東区小山四丁目815番1地先
		東区小山四丁目810番14地先
23-875	小山4丁目第7号線	東区小山四丁目810番20地先
		東区小山四丁目810番14地先
23-876	小山7丁目第1号線	東区小山七丁目1407番17地先
		東区小山七丁目1407番22地先
24-503	飛田1丁目2丁目第 2号線	北区飛田一丁目650番1地先
		北区飛田二丁目815番8地先
28-30600	清藤第16号線	南区富合町清藤267番19地先
		南区富合町清藤267番15地先
28-30601	清藤第17号線	南区富合町清藤267番16地先
		南区富合町清藤267番9地先
28-30602	廻江第12号線	南区富合町廻江631番1地先
		南区富合町廻江631番21地先
28-30603	廻江第13号線	南区富合町廻江631番18地先
		南区富合町廻江631番15地先

30-30684	岩野第2号線	北区植木町岩野1636番1地先
		北区植木町岩野1631番11地先
10-800	楠8丁目第11号線	北区楠八丁目1919番地先
		北区楠八丁目1921番6地先

告 示 第 4 6 9 号

平成 26 年 6 月 24 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
9-194	山室第6号線	清水町山室50番74地先
		清水町山室40番地先
14-147	重富第16号線	画区町重富975番地先
		画区町重富974番地先

告 示 第 4 7 0 号

平成 26 年 6 月 24 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点	路面幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
9-194	山室1丁目第3号線	北区山室一丁目50番74地先	0.9~ 0.9	68.6
		北区山室一丁目89番4地先		
9-1061	山室1丁目第4号線	北区山室一丁目90番1地先	6.0~ 11.1	101.4
		北区山室一丁目112番2地先		
9-1062	山室1丁目第5号線	北区山室一丁目86番6地先	6.0~ 11.0	51.0
		北区山室一丁目86番13地先		
9-1063	山室1丁目第6号線	北区山室一丁目86番14地先	6.0~ 11.0	50.3
		北区山室一丁目115番5地先		

12-1124	佐土原1丁目第3号線	東区佐土原一丁目3621番10地先	5.0~	87.9
		東区佐土原一丁目3621番8地先	9.2	
12-1125	広木町第19号線	東区広木町283番11地先	5.0~	71.4
		東区広木町283番7地先	10.0	
15-693	田迎3丁目第2号線	南区田迎三丁目45番1地先	6.0~	87.0
		南区田迎三丁目34番8地先	11.0	
15-694	御幸西4丁目第1号線	南区御幸西四丁目314番地先	4.0~	74.8
		南区御幸西四丁目482番10地先	14.0	
17-491	野口2丁目第6号線	南区野口二丁目272番4地先	5.0~	108.2
		南区野口二丁目254番6地先	9.5	
17-492	野口2丁目第7号線	南区野口二丁目945番8地先	5.0~	48.7
		南区野口二丁目945番2地先	10.0	
17-493	刈草3丁目第5号線	南区刈草三丁目426番2地先	5.0~	102.1
		南区刈草三丁目378番8地先	8.3	
17-494	刈草3丁目第6号	南区刈草三丁目427番11地先	5.0~	108.9
		南区刈草三丁目427番6地先	9.2	
17-495	白藤1丁目第9号線	南区白藤一丁目223番7地先	4.4~	75.1
		南区白藤一丁目216番14地先	7.1	
18-211	城山半田3丁目第2号線	西区城山半田三丁目1252番2地先	5.0~	48.2
		西区城山半田三丁目1257番地先	10.0	
23-873	御領5丁目第2号線	東区御領五丁目595番6地先	5.0~	59.2
		東区御領五丁目595番16地先	25.7	
23-874	小山4丁目第6号線	東区小山四丁目815番1地先	4.0~	93.5
		東区小山四丁目810番14地先	8.4	
23-875	小山4丁目第7号線	東区小山四丁目810番20地先	4.5~	69.3
		東区小山四丁目810番14地先	8.7	
23-876	小山7丁目第1号線	東区小山七丁目1407番17地先	5.0~	53.7
		東区小山七丁目1407番22地先	9.9	
24-503	飛田1丁目2丁目第2号線	北区飛田一丁目650番1地先	5.0~	99.9
		北区飛田二丁目815番8地先	10.0	

28-30600	清藤第16号線	南区富合町清藤267番19地先	5.0~	78.1
		南区富合町清藤267番15地先	9.2	
28-30601	清藤第17号線	南区富合町清藤267番16地先	5.0~	62.8
		南区富合町清藤267番9地先	10.0	
28-30602	廻江第12号線	南区富合町廻江631番1地先	5.0~	92.3
		南区富合町廻江631番21地先	14.9	
28-30603	廻江第13号線	南区富合町廻江631番18地先	5.0~	55.4
		南区富合町廻江631番15地先	10.0	
30-30684	岩野第2号線	北区植木町岩野1636番1地先	5.0~	57.8
		北区植木町岩野1631番11地先	9.8	
10-800	楠8丁目第11号線	北区楠八丁目1919番地先	6.0~	48.5
		北区楠八丁目1921番6地先	9.5	

告 示 第 4 7 1 号

平成26年6月24日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
9-194	山室1丁目第3号線	北区山室一丁目50番74地先
		北区山室一丁目89番4地先
9-1061	山室1丁目第4号線	北区山室一丁目90番1地先
		北区山室一丁目112番2地先
9-1062	山室1丁目第5号線	北区山室一丁目86番6地先
		北区山室一丁目86番13地先
9-1063	山室1丁目第6号線	北区山室一丁目86番14地先
		北区山室一丁目115番5地先
12-1124	佐土原1丁目第3号線	東区佐土原一丁目3621番10地先
		東区佐土原一丁目3621番8地先
12-1125	広木町第19号線	東区広木町283番11地先
		東区広木町283番7地先

15-693	田迎3丁目第2号線	南区田迎三丁目45番1地先
		南区田迎三丁目34番8地先
15-694	御幸西4丁目第1号線	南区御幸西四丁目314番地先
		南区御幸西四丁目482番10地先
17-491	野口2丁目第6号線	南区野口二丁目272番4地先
		南区野口二丁目254番6地先
17-492	野口2丁目第7号線	南区野口二丁目945番8地先
		南区野口二丁目945番2地先
17-493	刈草3丁目第5号線号線	南区刈草三丁目426番2地先
		南区刈草三丁目378番8地先
17-494	刈草3丁目第6号線号線	南区刈草三丁目427番11地先
		南区刈草三丁目427番6地先
17-495	白藤1丁目第9号線号線	南区白藤一丁目223番7地先
		南区白藤一丁目216番14地先
18-211	城山半田3丁目第2号線	西区城山半田三丁目1252番2地先
		西区城山半田三丁目1257番地先
23-873	御領5丁目第2号線	東区御領五丁目595番6地先
		東区御領五丁目595番16地先
23-874	小山4丁目第6号線	東区小山四丁目815番1地先
		東区小山四丁目810番14地先
23-875	小山4丁目第7号線	東区小山四丁目810番20地先
		東区小山四丁目810番14地先
23-876	小山7丁目第1号線	東区小山七丁目1407番17地先
		東区小山七丁目1407番22地先
24-503	飛田1丁目2丁目第2号線	北区飛田一丁目650番1地先
		北区飛田二丁目815番8地先
28-30600	清藤第16号線	南区富合町清藤267番19地先
		南区富合町清藤267番15地先
28-30601	清藤第17号線	南区富合町清藤267番16地先
		南区富合町清藤267番9地先

28-30602	廻江第12号線	南区富合町廻江631番1地先
		南区富合町廻江631番21地先
28-30603	廻江第13号線	南区富合町廻江631番18地先
		南区富合町廻江631番15地先
30-30684	岩野第2号線	北区植木町岩野1636番1地先
		北区植木町岩野1631番11地先
10-800	楠8丁目第11号線	北区楠八丁目1919番地先
		北区楠八丁目1921番6地先

告示第473号

平成26年6月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定、同法第46条第1項の指定、同法第48条第1項第1号の指定及び同法第53条第1項本文の指定を更新したので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2、同法第85条及び同法施行規則第133条の2、同法第93条及び同法施行規則第135条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
43101 24518	通所介護	平成26年 7月31日	デイサービスセンターひかり1	熊本市北区 鶴羽田三丁目14番23号	医療法人社団 下田会	熊本市北区鶴羽田三丁目14番23号	理事長	下田 光一郎
43601 90534	訪問看護	平成26年 8月10日	訪問看護ステーション尾ノ上	熊本市東区 尾ノ上三丁目1番34号	医療法人社団 仁風会	熊本市東区尾ノ上三丁目1番34号	理事長	比企 裕
43601 90534	介護予防 訪問看護	平成26年 8月10日	訪問看護ステーション尾ノ上	熊本市東区 尾ノ上三丁目1番34号	医療法人社団 仁風会	熊本市東区尾ノ上三丁目1番34号	理事長	比企 裕
43701 02198	居宅介護 支援	平成26年 8月27日	居宅介護支援事業所リハビリケアセンター	熊本市中央 区紺屋町二丁目28番地	有限会社リハビリケアセンター	熊本市中央区紺屋町二丁目28番地	代表取締役	高崎 貞嗣
43701 02289	特定施設 入居者生活介護	平成26年 7月31日	シニアマンションユートピア熊本	熊本市東区 秋津一丁目1番8号	有限会社ふきの企興	熊本市東区秋津一丁目1番8号	代表取締役	露野 勝彦

43701 02347	居宅介護 支援	平成26年 9月29日	赤とんぼ居 宅介護支援 事業所	熊本市東区 戸島西二丁 目3番10 号	医療法人社団 仁誠会	熊本市東区戸島 西二丁目3番1 0号	理事長	田尻 宗 誠
43701 02354	訪問介護	平成26年 9月29日	有限会社熊 本在宅サー ビス	熊本市中央 区九品寺四 丁目11番 6号 コーポ田中 1階	有限会社熊本 在宅サービス	熊本市中央区九 品寺四丁目11 番6号 コーポ 田中1階	取締役	金子 裕 美
43701 02354	居宅介護 支援	平成26年 9月29日	有限会社熊 本在宅サー ビス	熊本市中央 区九品寺四 丁目11番 6号 コーポ田中 1階	有限会社熊本 在宅サービス	熊本市中央区九 品寺四丁目11 番6号 コーポ 田中1階	取締役	金子 裕 美
43701 02362	居宅介護 支援	平成26年 9月29日	居宅介護支 援事業所・ ハピネス	熊本市東区 長嶺南四丁 目2番6号	特定非営利活 動法人いきい き生活ネット ワーク・ハピネ ス	熊本市東区八反 田一丁目17番 68号	理事長	園田 則 子
43701 02370	訪問介護	平成26年 9月29日	訪問介護サ ービス・ハ ピネス	熊本市東区 長嶺南四丁 目2番6号	特定非営利活 動法人いきい き生活ネット ワーク・ハピネ ス	熊本市東区八反 田一丁目17番 68号	理事長	園田 則 子
43701 02503	居宅介護 支援	平成26年 8月7日	ふくし大夢 居宅介護支 援事業所	熊本市東区 山ノ神一丁 目4番13 号	株式会社ふく し大夢	熊本市東区山ノ 神一丁目6番1 4号	代表取 締役	島田 達 也
43701 02594	介護老人 福祉施設	平成26年 7月18日	特別養護老 人ホームさ くらの苑	熊本市西区 松尾町近津 1361番 地	社会福祉法人 諒和会	熊本市西区松尾 町近津1361 番地	理事長	下川 亨
43701 02602	短期入所 生活介護	平成26年 7月18日	さくらの苑 短期入所生 活介護事業 所	熊本市西区 松尾町近津 1361番 地	社会福祉法人 諒和会	熊本市西区松尾 町近津1361 番地	理事長	下川 亨
43701 02610	通所介護	平成26年 7月18日	さくらの苑 デイサービ スセンター	熊本市西区 松尾町近津 1361番 地	社会福祉法人 諒和会	熊本市西区松尾 町近津1361 番地	理事長	下川 亨

43701 02628	居宅介護 支援	平成26年 7月18日	さくらの苑 在宅介護支 援センター	熊本市西区 松尾町近津 1361番 地	社会福祉法人 諒和会	熊本市西区松尾 町近津1361 番地	理事長	下川 亨
43701 02644	福祉用具 貸与	平成26年 8月23日	アクサ	熊本市北区 下硯川二丁 目7番24 号	有限会社アク サ	熊本市北区下硯 川二丁目7番2 4号	代表取 締役	出水 勝 典
43701 02677	訪問介護	平成26年 8月28日	クマタクケ アセンター	熊本市中央 区船場町下 一丁目31 番地	熊本タクシー 株式会社	熊本市中央区船 場町下一丁目3 1番地	代表取 締役	倉岡 斌
43701 02685	訪問介護	平成26年 8月28日	訪問介護事 業所つばさ	熊本市東区 新外三丁目 1番6号 柏ビル10 6	有限会社ハー トフルサポー ト	熊本市東区新外 三丁目1番6号 柏ビル106	代表取 締役	橋口 一 博
43701 02941	訪問介護	平成26年 7月2日	有限会社 エンゼル介 護センター	熊本市東区 新南部三丁 目5番7号 ジュネス園 田106号 室	有限会社エン ゼル介護セン ター	熊本市東区新南 部三丁目5番7 号 ジュネス園 田106号室	代表取 締役	西村 俊 昭
43701 03022	通所介護	平成26年 8月15日	デイサービ スセンター 城山の舎	熊本市西区 城山下代三 丁目1番2 6号	医療法人社団 城山会	熊本市西区城山 下代三丁目1番 2号	理事長	池田 俊
43701 03030	訪問介護	平成26年 9月1日	はるかぜ介 護福祉ステ ーション	熊本市西区 春日三丁目 25番1号	医療法人社団 清心会	熊本市西区春日 三丁目25番1 号	理事長	清田 武 俊
43701 03055	訪問介護	平成26年 10月1日	訪問介護事 業所 熊本 介護サポー ト	熊本市中央 区壺川一丁 目2番2号	有限会社熊本 介護サポート	熊本市中央区壺 川一丁目2番2 号	代表取 締役	大石 眞 由美
43701 03071	居宅介護 支援	平成26年 10月1日	居宅介護支 援事業所熊 本介護サポ ート	熊本市中央 区壺川一丁 目2番2号	有限会社熊本 介護サポート	熊本市中央区壺 川一丁目2番2 号	代表取 締役	大石 眞 由美
43701 03063	通所介護	平成26年 10月1日	御領ケアセ ンター	熊本市東区 御領一丁目 3番43号	有限会社シル バーライフサ ービス	熊本市東区御領 一丁目3番43 号	代表取 締役	黒川 隆 志
43701 03097	介護老人 福祉施設	平成26年 10月1日	特別養護老 人ホーム さわらび	熊本市北区 龍田町弓削 864番地 1	社会福祉法人 熊本菊寿会	熊本市北区龍田 町弓削864番 地1	理事長	山田 千 恵子

43701 03105	通所介護	平成26年 10月1日	デイサービ スセンター さわらび	熊本市北区 龍田町弓削 864番地 1	社会福祉法人 熊本菊寿会	熊本市北区龍田 町弓削864番 地1	理事長	山田 千 恵子
43701 03113	短期入所 生活介護	平成26年 10月1日	ショートス テイ さわ らび	熊本市北区 龍田町弓削 864番地 1	社会福祉法人 熊本菊寿会	熊本市北区龍田 町弓削864番 地1	理事長	山田 千 恵子
43701 06330	訪問介護	平成26年 7月5日	訪問介護三 色すみれ	熊本市南区 刈草三丁目 3番15号	株式会社せい わ介護	熊本市南区刈草 三丁目3番15 号	代表取 締役	森 節雄
43701 06330	介護予防 訪問介護	平成26年 7月5日	訪問介護三 色すみれ	熊本市南区 刈草三丁目 3番15号	株式会社せい わ介護	熊本市南区刈草 三丁目3番15 号	代表取 締役	森 節雄
43701 06348	通所介護	平成26年 7月4日	デイサービ ス刈草3丁 目	熊本市南区 刈草三丁目 3番15号	株式会社せい わ介護	熊本市南区刈草 三丁目3番15 号	代表取 締役	森 節雄
43701 06348	介護予防 通所介護	平成26年 7月4日	デイサービ ス刈草3丁 目	熊本市南区 刈草三丁目 3番15号	株式会社せい わ介護	熊本市南区刈草 三丁目3番15 号	代表取 締役	森 節雄
43701 06355	居宅介護 支援	平成26年 8月1日	ケアプラン センターみ ずたま	熊本市東区 昭和町3番 21号	有限会社せせ らぎ	上益城郡甲佐町 白旗986番地	代表取 締役	高橋 恵 子
43701 06371	福祉用具 貸与	平成26年 8月1日	株式会社熊 本診療協力 社	熊本市中央 区九品寺五 丁目9番2 号	株式会社熊本 診療協力社	熊本市中央区九 品寺五丁目9番 2号	代表取 締役	内田 和 之
43701 06371	特定福祉 用具販売	平成26年 8月1日	株式会社熊 本診療協力 社	熊本市中央 区九品寺五 丁目9番2 号	株式会社熊本 診療協力社	熊本市中央区九 品寺五丁目9番 2号	代表取 締役	内田 和 之
43701 06371	介護予防 福祉用具 貸与	平成26年 8月1日	株式会社熊 本診療協力 社	熊本市中央 区九品寺五 丁目9番2 号	株式会社熊本 診療協力社	熊本市中央区九 品寺五丁目9番 2号	代表取 締役	内田 和 之
43701 06371	特定介護 予防福祉 用具販売	平成26年 8月1日	株式会社熊 本診療協力 社	熊本市中央 区九品寺五 丁目9番2 号	株式会社熊本 診療協力社	熊本市中央区九 品寺五丁目9番 2号	代表取 締役	内田 和 之
43701 06405	通所介護	平成26年 10月1日	はなぞのケ アセンター 通所介護	熊本市西区 花園七丁目 25番23 号	社会福祉法人 熊本厚生事業 福祉会	熊本市中央区本 荘五丁目10番 23号	理事長	野口 駿

43701 06405	介護予防 通所介護	平成26年 10月1日	はなぞのケ アセンター 通所介護	熊本市西区 花園七丁目 25番23 号	社会福祉法人 熊本厚生事業 福祉会	熊本市中央区本 荘五丁目10番 23号	理事長	野口 駿
----------------	--------------	----------------	------------------------	------------------------------	-------------------------	---------------------------	-----	------

告 示 第 4 7 4 号

平成 26 年 6 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成26年6月25日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 114台

告 示 第 4 7 7 号

平成 26 年 6 月 26 日

熊本市自動車臨時運行許可規則（平成6年規則第7号）第3条第1項に基づき許可した自動車臨時運行許可番号標について、有効期間を経過し、失効したので同規則第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 許可番号標番号
熊本30-00熊本
- 2 許可番号
第託111号
- 3 許可年月日
平成26年4月28日
- 4 有効期間
平成26年4月28日から平成26年4月28日まで
- 5 申請者
熊本県熊本市東区新南部三丁目2番89号 ユニテック東海大前302号
宮本 和郎

告 示 第 4 7 8 号

平成 26 年 6 月 26 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
古閑区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 代表者の氏名
「中熊 捷征」を「中熊 徹」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区富合町古閑 1 1 6 5 番地」を「熊本市南区富合町古閑 1 1 5 4 番地」に改める。

告示第 4 7 9 号

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 2 6 年 6 月 4 日 新水前寺駅東高架下駐輪場、中央区花畑町 4 番 1 8 号国際交流会館、中央区新町二丁目 1 2
- イ 平成 2 6 年 6 月 5 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、中央区世安町 1 8 3
- ウ 平成 2 6 年 6 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア、中央区八王寺町 3 3、北区黒髪五丁目 4
- エ 平成 2 6 年 6 月 1 0 日 中央区大江五丁目 1 - 1 ウェルパルクまもと、中央区中央街 7、中央区南熊本三丁目 1 2
- オ 平成 2 6 年 6 月 1 1 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、西区上熊本三丁目 1、南区富合町清藤南区役所、並木坂エリア
- カ 平成 2 6 年 6 月 1 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区大江四丁目 5、東区月出五丁目 2 交通局小峯営業所、北区楡木一丁目 3
- キ 平成 2 6 年 6 月 1 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、東区月出五丁目 2 交通局小峯営業所
- ク 平成 2 6 年 6 月 1 6 日 南区元三町
- ケ 平成 2 6 年 6 月 1 7 日 手取エリア、上通りエリア、水道町エリア、南区田井島二丁目 8
- コ 平成 2 6 年 6 月 1 8 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、西区春日三丁目熊本駅前
- サ 平成 2 6 年 6 月 1 9 日 並木坂エリア
- シ 平成 2 6 年 6 月 2 0 日 武蔵塚駅周辺、北区武蔵ヶ丘六丁目 3 - 1 武蔵塚駅前駐輪場、北区龍田町弓削 6 7 1 - 6 光の森駐輪場
- ス 平成 2 6 年 6 月 2 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- セ 平成 2 6 年 6 月 2 4 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 6 年 9 月 2 7 日まで

2 移動・保管台数

自転車 2 1 3 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示

等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 8 0 号

平成 26 年 6 月 27 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
4-250	出水 7 丁目 第 1 号線	中央区出水七丁目 453 地先から 中央区出水七丁目 519 地先まで	旧	1. 1 ～ 3. 6	205. 1
		中央区出水七丁目 453 地先から 中央区出水七丁目 519 地先まで	新	1. 1 ～ 7. 2	207. 9

告 示 第 4 8 1 号

平成 26 年 6 月 27 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
4-250	出水 7 丁目第 1 号線	中央区出水七丁目 453 地先から 中央区出水七丁目 519 地先まで	平成 26 年 6 月 27 日

告 示 第 4 8 2 号

平成 26 年 6 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
とだか内科クリニック 熊本市東区下江津二丁目13-5 医療法人 ウェルネスサポートシステム 理事長 戸高 幹夫	内科、糖尿病内科	平成26年5月1日
光クリニック 熊本市南区城南町今吉野758-1 医療法人社団井上会 理事長 井上 光昭	眼科、整形外科	平成26年3月1日
虹の里渡鹿診療所 熊本市東区渡鹿八丁目1-70 荒武 祐介	内科、循環器内科	平成26年6月9日
森病院 熊本市南区近見一丁目16-16 医療法人森和会 理事長 森 健太	精神科	平成26年5月1日
(訪問看護)		
i S Sヘルスケア訪問看護ステーション 熊本市中央区坪井六丁目36番12号 株式会社 i S Sヘルスケア 代表取締役 波多野 恵津子	指定訪問看護	平成26年5月21日
(歯科)		
エム歯科クリニック 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目8-23 松浦 昌昭	歯科	平成26年5月15日
上通り 緒方歯科医院 熊本市中央区上通町4-18 井上ビル4F 緒方 優一	歯科、歯科口腔外科	平成26年4月1日
(薬局)		
かがやき薬局 熊本市西区新土河原二丁目3-46 有限会社ミッテル 代表取締役 篠原 節	薬局	平成26年5月1日
(柔道整復)		
おはな整骨院 木村 毅一郎 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成26年4月10日
おはな整骨院 渡鹿院 和田 脩平 熊本市中央区渡鹿3-14-16 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成26年4月10日
さくら通り整骨院 植杉 真也 熊本市東区健軍3-43-31 宮坂Mビル1階 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成26年5月7日

ゆう整骨院 佐伯 悠成 熊本市中央区水前寺二丁目 17-10 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 5 月 19 日
日吉整骨院 森松 大一郎 熊本市南区近見一丁目 10-18 森松 大一郎	柔道整復	平成 26 年 5 月 19 日
ハピネス整骨院 東海学園前 村上 聡 熊本市東区渡鹿八丁目 14-58 ナカサンビル 1B 村上 聡	柔道整復	平成 26 年 5 月 21 日
もっこす整骨院 長袋 悟 熊本市中央区上通町 7-7 セブンビル 1F 長袋 悟	柔道整復	平成 26 年 5 月 1 日
ほねつぎ長嶺接骨院 西 恭平 熊本市東区小峯二丁目 7 番 29 号 株式会社丸光商事 代表取締役 山田 浩之	柔道整復	平成 26 年 5 月 29 日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 靖正 熊本市北区植木町滴水 500-2 工藤 靖正	柔道整復	平成 26 年 6 月 10 日
(あん摩・マッサージ)		
レイスマッサージ治療院 秋山 実三 熊本市北区龍田陳内三丁目 2-41 シェールベルジュ 101 レイスマッサージ治療院 坂本 陽子	あん摩・マッサージ	平成 26 年 5 月 28 日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 一之 熊本市北区植木町滴水 500-2 工藤 靖正	あん摩・マッサージ	平成 26 年 6 月 10 日
(はり・きゅう)		
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 椿山 眞子 熊本市北区植木町滴水 500-2 工藤 靖正	はり・きゅう	平成 26 年 6 月 10 日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 靖正 熊本市北区植木町滴水 500-2 工藤 靖正	はり・きゅう	平成 26 年 6 月 10 日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 一之 熊本市北区植木町滴水 500-2 工藤 靖正	はり・きゅう	平成 26 年 6 月 10 日
長嶺鍼灸院 森本 祐加 熊本市東区小峯二丁目 7 番 29 号 株式会社丸光商事 代表取締役 山田 浩之	はり・きゅう	平成 26 年 5 月 29 日
日吉整骨院 森松 大一郎 熊本市南区近見一丁目 10-18 森松 大一郎	はり・きゅう	平成 26 年 5 月 19 日

告示第 483 号

平成 26 年 6 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	医療法人社団鶴友会 鶴田病院 熊本市東区保田窪本町 10-112 医療法人社団鶴友会 理事長 鶴田 克家	平成 26 年 4 月 1 日	代表者変更
	旧		
新	医療法人社団新生会 脇岡・印出産婦人科医院 熊本市東区新生二丁目 3 番 6 号 医療法人社団新生会 理事長 印出 秀二	平成 26 年 5 月 8 日	代表者変更
	旧		
(歯科)			
新	渡辺歯科医院 熊本市東区若葉 1-36-18 渡辺歯科医院 渡辺 猛士	平成 21 年 12 月 5 日	名称変更
	旧		

告示第 484 号

平成 26 年 6 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
とだか内科クリニック 熊本市東区下江津二丁目 13-5 戸高 幹夫	平成 26 年 4 月 30 日
高田クリニック 熊本市中央区神水一丁目 25-11 医療法人社団高田会 理事長 高田 博生	平成 26 年 5 月 31 日
定永外科医院 熊本市中央区上水前寺 1-12-7 医療法人社団定永会 理事長 定永 良明	平成 26 年 5 月 30 日

森病院 熊本市南区近見一丁目 16-16 医療法人森和会 理事長 森 健太	平成 26 年 4 月 30 日
(歯科)	
緒方進歯科医院 熊本市中央区上通町 4-18 井上ビル 4F 緒方 進	平成 26 年 3 月 31 日
(薬局)	
有限会社 フジタ薬局 熊本市中央区神水一丁目 24 番 8 号 有限会社フジタ薬局 代表取締役 内村 真一朗	平成 26 年 5 月 30 日
(柔道整復)	
おはな整骨院 渡鹿院 熊本市中央区渡鹿 3-14-16 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 26 年 4 月 10 日
ハピネス整骨院 熊本市東区渡鹿八丁目 14-58 ナカサンビル 1B 村上 聡	平成 26 年 5 月 20 日

告示 第 485 号

平成 26 年 6 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所 あい工房 木村屋 熊本市中央区新町三丁目 4 番 2 号 203 号室 株式会社 あい工房木村屋 代表取締役 木村 良江	居宅介護支援	平成 26 年 6 月 1 日
田原の郷 熊本市北区植木町鞍掛 1522-1 社会福祉法人 心和会 理事長 濱坂 浩一郎	地域密着型介護老人 福祉施設入居者生活 介護	平成 26 年 6 月 2 日
田原の郷 短期入所生活介護事業所 熊本市北区植木町鞍掛 1522-1 社会福祉法人 心和会 理事長 濱坂 浩一郎	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生 活介護	平成 26 年 6 月 4 日
ぐれいす居宅介護支援事業所 熊本市東区戸島一丁目 15 番 70 号 グレース合同会社 代表社員 馬場 須恵子	居宅介護支援	平成 26 年 6 月 3 日
リハビリテーション特化型デイサービス SOWAKA 熊本市中央区帯山一丁目 22-77 株式会社 Links 代表取締役 田中 耕一	通所介護・介護予防 通所介護	平成 26 年 6 月 10 日

生活リハクラブ 熊本市西区池上町 1 2 3 3 番地 6 有限会社リハビリ介護研究所 取締役 玉垣 均	通所介護・介護予防 通所介護	平成 26 年 6 月 10 日
近見のごし薬局 熊本市南区近見七丁目 1 2 番 5 0 号 株式会社 ミユキメディカル 代表取締役 松吉 順子	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 4 月 3 日
すずらん薬局 熊本市中央区坪井一丁目 9 番 2 8 号 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導	平成 26 年 6 月 9 日
秋津レークタウンクリニック 熊本市東区秋津町秋田 3 4 4 1 番地 2 0 医療法人社団 熊本労安会 理事長 木村 孝文	居宅介護支援・訪問 介護・居宅療養管理 指導・介護予防訪問 介護・介護予防居宅 療養管理指導	平成 26 年 6 月 9 日

告示 第 4 8 6 号

平成 26 年 6 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から
廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
セントケア健軍 熊本市東区東野四丁目 6 番 2 6 号 セントケア九州株式会社 代表取締役社長 東 善郎	平成 26 年 6 月 30 日

公 告

公告 第 4 5 3 号

平成 26 年 6 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が
完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区会富町字千手 1 3 4 番 7、1 3 4 番 8
4 2 6. 8 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区川尻三丁目
氏名 登載省略

公告 第 4 5 4 号

平成 26 年 6 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が
完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区保田窪二丁目 5 3 7 番 4、5 3 7 番 1 4、5 3 7 番 6 の一部、5 3 7 番 7 の一部、
5 3 7 番 8 の一部

1, 3 4 3. 6 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区保田窪二丁目

氏名 登載省略

公 告 第 4 6 3 号

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及
び第 9 9 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 公売財産の種類 動産

2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分 番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	シャンプー① AX I サマーシャンプー クールマリン 2本	8 0 0 円	0 円
2	シャンプー② AX I 薬用シャンプー M 8本	4, 3 0 0 円	0 円
3	トリートメント ランボス プロスキュール サマーシトラストリートメント SB 2本	1, 1 0 0 円	0 円
4	ヘアスタイリング モロッカンオイル ハイドレーティング スタイリングクリーム	8 0 0 円	0 円
5	指輪 (FB Jewelry LUIRE ケース有)	6, 4 0 0 円	0 円
6	ショルダーバッグ 青 (ルイ・ヴィトン エピ・ノエ 袋付) M44005	6, 4 0 0 円	0 円
7	ショルダーバッグ 赤 (ルイ・ヴィトン エピ・サックデボール 袋付) M 44005	5, 6 0 0 円	0 円
8	任天堂プレイステーション3 本体 (コントローラー・電源ケーブル・HDMI ケーブル 各1個付) ゲームソフト 5枚 (PS3 龍が如く3) (PS3 バイオハザード5 オルタナティブエディション) (PS3 バイオハザード6) (PS3 METAL GEAR SOLID 4) (PS3 GRAN TURISMO 6)	12, 2 0 0 円	0 円

全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法 せり売り

4 公売参加申込期間 平成 2 6 年 7 月 7 日 (月) 午後 1 時から

平成 2 6 年 7 月 2 2 日 (火) 午後 1 時まで

5 せり売り期間 平成 2 6 年 7 月 2 9 日 (火) 午後 1 時から

平成 2 6 年 7 月 3 1 日 (木) 午後 1 時まで

- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年8月1日(金) 午前10時
 - (2) 場所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成26年8月8日(金) 午後2時30分
(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件
国税徴収法第9条及び第108条第1項該当者は買受人となることができない。
- 10 その他の公売要件
 - (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第9条の規定に該当する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできない。
 - (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
 - (3) 公売保証金が30万円以下の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く)で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
 - (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付(公売保証金が50万円以下の場合に限る)、郵便為替(発行の日から起算し、175日を経過していないもの)の送付、又は現金(熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して8日を経過していないもの)に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
 - (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
 - (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においてはYAHOO! JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなす。
 - (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
 - (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
 - (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
 - (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
 - (11) 買受人が自ら行う財産(電話加入権など)の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
 - (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
 - (13) 公売公告の内容は、熊本市役所2階財政局納税課(9番窓口)で閲覧することができる。
 - (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。

- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 4 6 8 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 6 年 3 月 2 0 日付け熊本市公告第 2 3 0 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 1 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する第 1 2 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 2 5 年 7 月 1 2 日の翌日から起算して、1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自 平成 2 6 年 6 月 2 5 日
至 平成 2 6 年 7 月 2 4 日
- 2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
 - (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
 - (3) 意見書の提出期限 平成 2 6 年 8 月 8 日
- 4 異議申出について
 - (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 4 6 9 号

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 6 年 5 月 2 1 日付け公告第 3 9 9 号で公告した富合農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規

定により変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市南区役所農業振興課

公 告 第 4 7 1 号

平成 26 年 6 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町千町字居屋敷 1127 番 1

1, 455.25 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町坂野 509 番地 2

有限会社 マエダ企画

代表取締役 前田 勝

公 告 第 4 7 3 号

平成 26 年 6 月 27 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊本城屋

熊本市中央区下通一丁目 3 番 10 号

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(1) 廃止前 17, 376 平方メートル

(2) 廃止後 0 平方メートル

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 000 平方メートル以下となる日

平成 26 年 5 月 30 日

4 変更する理由

店舗閉鎖及び建物を解体するため

5 届出年月日

平成 26 年 6 月 20 日

公 告 第 4 7 4 号

平成 26 年 6 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区下碓川町字六反畑 465 番 5

280.65 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区戸島西一丁目

氏名 登載省略

公 告 第 4 7 6 号

平成 26 年 6 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺南三丁目 2689 番 5

2, 433.09 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区八反田三丁目

氏名 登載省略

公 告 第 4 7 7 号

平成 26 年 6 月 27 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定に基づき、次の一団地を認定しましたので、同法第 86 条第 8 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 申請人

住 所 熊本市中央区世安町 172 番地

氏 名 株式会社 熊本日日新聞社

代表取締役 河村 邦比児

2 認定区域

地名地番 熊本市東区御領六丁目 96 番 2 外 12 筆

敷地面積 13,209.59㎡

3 一団地認定年月日番号

平成 26 年 6 月 26 日 指令（建指）第 2 号

4 認定内容

認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する

5 縦覧場所

熊本市都市建設局建築指導課

（熊本市中央区手取本町 1 番 1 号）

公 告 第 4 7 9 号

平成 26 年 6 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町鑑田字宮ノ上 523 番 1、523 番 3 及び里道の一部及び県道の一部

1,189.20 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町鑑田 1150 番地

有限会社 男澤建設

代表取締役 男澤 明

中 央 区

中央区告示第 16 号

平成 26 年 6 月 19 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 12 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 17 号

平成 26 年 6 月 20 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 16 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 18 号

平成 26 年 6 月 20 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 16 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

北 区

北区告示第 4 号

平成 26 年 6 月 30 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 9 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

北区告示第 5 号

平成 26 年 6 月 30 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 6 月 16 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 14 号

平成 26 年 6 月 20 日

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局電気工作物保安規程（平成 19 年水道局規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項中

「

358	6,600	160	292 200 60	100 70 太陽光
-----	-------	-----	------------------	------------------

」

を

「

354	6,600	160	292 200 60	81.7 70 太陽光
-----	-------	-----	------------------	-------------------

」

に改める。

別表第 3 中

「

上下水道局庁舎	委託	358kW	292kW, 200kW
---------	----	-------	--------------

」

を

「

上下水道局庁舎	委託	354kW	292kW, 200kW
---------	----	-------	--------------

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 15 号

平成 26 年 6 月 30 日

熊本市上下水道局就業規程及び熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局就業規程及び熊本市上下水道局保安勤務規程の一部を改正する規程

(熊本市上下水道局就業規程の一部改正)

第 1 条 熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 宿日直勤務の業務は、次の各号に掲げるものとし、その勤務時間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中部浄化センターにおける緊急時の責任者への連絡に関する業務又は火災及び水害の防止のための業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 宿直勤務 午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで

イ 日直勤務 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 熊本市上下水道局保安勤務規程(昭和47年水道局規程第9号)に定める保安勤務 午前8時30分から午後5時15分まで

(熊本市上下水道局保安勤務規程の一部改正)

第2条 熊本市上下水道局保安勤務規程(昭和47年水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「選定」を「編成」に改め、同条中「のうちから、それぞれ水相談課長又は管路維持課長(以下「水相談課長等」という。)が選定する」を「により編成する」に改める。

第5条中「水相談課長等」を「水相談課長又は管路維持課長(以下「水相談課長等」という。)」に改める。

第6条ただし書を削る。

第7条中「3名」の次に「以内」を加え、同条ただし書を削る。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 水道施設管路等に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの初期対応に関する業務

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

上下水道局告示第43号

平成26年6月27日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第716号	荒尾市万田1567番地 株式会社総合設備ELF 代表取締役 宗像 千治	平成26年6月17日

上下水道局告示第44号

平成26年6月27日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第759号	荒尾市万田1567番地 株式会社総合設備ELF 代表取締役 宗像 千治	平成26年6月17日

上下水道局告示第 45 号

平成 26 年 6 月 27 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 717 号	熊本市中央区本荘五丁目 13 番 26 号 うしじま設備 代表者 牛嶋 健太郎	平成 26 年 6 月 19 日

上下水道局公告第 34 号

平成 26 年 6 月 23 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による熊本県知事の告示があったので、同法第 66 条及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 52 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道

2 施行者の名称

熊本市

3 事務所の所在地

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 15 年 7 月 23 日熊本県告示第 787 号の事業地に南区富合町小岩瀬字安善坊、字長碓、字居屋敷、字京坪、字前田、字河原田、字河柳下、字千束、字天神免及び字中島、南区富合町杉島字三徳寺、字鳥場及び字溝口、南区富合町上杉字上川原及び字小芦袋、南区富合町大町字大芦、字前田及び字屋敷、南区富合町廻江字前田、字浦田、字江端、字外平及び字江頭、南区富合町国町字中坪及び字居合、南区富合町清藤字塘添、字西ノ前、字間添、字突田、字水町、字居合及び字牛間、南区富合町新字古閑分、字園田、字田尻分及び字北田分、南区富合町榎津字蓮川、字四ノ坪、字居合、字大坪、字築籠、字中屋敷、字天神免、字琵琶崎、字戸板町及び字平原田、南区富合町平原字高島、字八反田、字高田、字宇土、字前田、字角山、字中畑及び字神ノ上、南区富合町木原字井尻、字西口、字長泉、字内村、字居屋敷、字七夕免、字岩下、字棧敷畑及び字宮谷、南区富合町南田尻字北村、字深田、字門出、字馬場口及び字裏田、南区富合町田尻字園田、字四反田、字六反田、字両寺免、字高柳及び字平碓、南区富合町古閑字四反田、字七反田、字浦免田、字前村田及び字鎌原、南区富合町志々水字前田、字天神免、字居合、字八反田、字浦田、字大坪及び字雨田、南区城南町赤見字仁子並びに南区城南町島田字老反田の各一部を加え、同事業地から南区富合町御船手字北崎並びに南区富合町杉島字中寄、字上寄、字久保田、字長江、字南江及び字前川原の各一部を削る。

上下水道局公告第 35 号

平成 26 年 6 月 23 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による熊本県知事の告示があったので、同法第 66 条及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 52 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成 23 年 3 月 22 日熊本県告示第 300 号及び平成 24 年 3 月 2 日熊本県告示第 209 号の事業地に北区万楽寺町字甲笹尾及び字出口、北区太郎迫町字露込及び字垣ノ内、北区立福寺町字瀬戸口、字菰田及び字四付字、北区和泉町字赤水屋敷、北区硯川町字市ノ追、西区松尾町上松尾字下割及び字古閑、西区中島町字古閑及び字南古閑、南区会富町字三反田及び字源五郎、南区護藤町字大工免、南区畠口町字中富、字賽園、字葭原、字蔵園、字白石一ノ割、字白石二ノ割、字白石三ノ割及び字西四ノ割、南区銭塘町字宇土開、字三町、字北十町、字南三町、字十町、字六町新開、字六町及び字五町、南区内田町字平木、字南通り、字北、字屋敷本、字東、字三反田、字屋敷、字東築篁、字築篁、字大築篁、字馬場及び字小築篁、南区海路口町字学科東割、字学科一番割、字学科二番割、字学科三番割、字学科四番割、字学科五番割、字学科六番割、字学科七番割、字鞆跡開及び字鰐寡開、南区城南町赤見字亥ノ尻、字栗ノ囷、字柱松、字前田、字竹下及び字板橋、南区城南町高字猫々渦、字屋敷、字口ノ坪、字三十六及び字出口、南区城南町丹生宮字西小島、字東小島、字西新畝町、字東新畝町及び字西小宮、南区城南町碓字高町、南区城南町島田字前田、南区城南町沈目字奥野、南区城南町千町字沼ノ口、南区城南町坂野字居屋敷並びに南区城南町永字桑田、字板橋、字居合及び字沼ノ口を加える。

上下水道局公告第 36 号

平成 26 年 6 月 23 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による熊本県知事の告示があったので、同法第 66 条及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 52 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号
- 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 23 年 2 月 8 日熊本県告示第 130 号及び平成 23 年 3 月 2 日熊本県告示第 288 号の事業地のうち北区榎木一丁目、北区津浦町字前田、北区龍田二丁目、北区龍田三丁目、北区龍田四丁目、北区龍田陳内一丁目、北区室園町、北区梶尾町字寺の下、北区四方寄町字城ヶ辻及び字名越、北区明德町字中原、字一町畑、字向強戸及び字宮の前、北区植木町植木字東一丁目及び字西古屋敷、北区植木町広住字立野、字水堀、字壺町田、字屋敷、字西原、字高野、字高見、字上川、字蟹迫、字大坪、字石櫃、字迎原及び字浦田、北区植木町滴水字町裏、字長浦原、字松原、字十三部、字桜井、字宿ノ元、字中道、字北原、字山ノ頭、字三角及び字中道、北区植木町投刀塚字堀ノ内、北区植木町小野字東ノ前、字小町前、字前田、字横枕及び字烏帽子、北区植木町荻迫字前畑、字萩原、字下古閑、字前田、字居屋敷及び字明神浦、北区植木町鑑田字坂本、字島田及び字桜井、北区植木町平野字東谷、北区植木町一木字出口並びに北区植木町岩野字相田原、字松山、字苺折、字大迫、字塚園、字相田、字浄行寺、字上ノ原、字市場後、字前田、字市場及び字平松に係る部分を変更し、同事業地に北区兎谷二丁目、北区西梶尾町字東平、北区四方寄町字杉町、北区下硯川町字六反畑、北区明德町字上市原、北区改寄町字灰塚原、字飼根、字内村屋敷、字立野、字鳥追、字前田、字西久保、字西原、字前原屋敷、字一町田、字古賀原、字古閑久保、字立石及び字北ノ割、北区小糸山町字向原、字相の追、字浦田及び字西原、北区貢町字豆尾原、北区硯川町字鶴畑、字五反畑、字土井ノ上及び字堀ノ内、北区鹿子木町字一町田、北区植木町滴水字長浦屋敷、字山ノ坊、字投刀塚原、字投刀塚谷、字大塚元、字野中、字古閑原、字向原、字二本木及び字萩山、北区植木町投刀塚字岩ノ上、字宮ノ本、字居屋敷、字前畑、字出口、字迫谷及び字南原、北区植木町小野字亀甲及び字七国、北区植木町鑑田字野入、字六反、字東原、字柳ノ本、字永割、字出口、字向坂、字才又、字寒田、字北中尾及び字町原、北区植木町岩野字保立前、字福天神、字馬場、字堂の前、字壺丁畑、字道祖野及び字塘ノ下、北区植木町円台寺字下道及び字河原立並びに北区植木町上古閑字東受を加える。

上下水道局公告第 37 号

平成 26 年 6 月 23 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、熊本県知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、次のとおりこれを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 縦覧に供するもの

熊本都市計画及び字土都市計画下水道事業富合公共下水道、熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道並びに熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）の事業計画の変更認可に係る次の関係図書の写し

- (1) 事業地を表示する図面
- (2) 設計の概要を表示する図書

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号
熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間の末日

平成 31 年 3 月 31 日

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 7 号

平 成 2 6 年 6 月 2 0 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 26 年 6 月 26 日 (木) 午後 2 時から
- 2 場所
マスマニューチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
 - (1) 学校規模適正化基本方針の策定について
 - (2) 熊本市学校給食共同調理場民間委託業務評価委員会委員の委嘱について
 - (3) 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 4 協議
 - (1) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
 - (2) 平成 26 年度サマーレビューについて
 - (3) 教科書採択について
 - (4) 単独調理場における民間委託の導入について
 - (5) 教職員研修体系の改訂について
- 5 報告
 - (1) 平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
 - (2) 平成 27 年度熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針について
 - (3) 平成 27 年度教員採用選考試験志願状況について
 - (4) 熊本市図書サービスのあり方検討 (中間報告) について
 - (5) 広報広聴関係について

監 査

監 委 告 示 第 1 号

平 成 2 6 年 6 月 1 8 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 25 2 条の 3 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	石 原 純 生
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所
氏 名 住 所
吉川 栄一 熊本市中央区水前寺一丁目 4 番 40 号
山下 大介 熊本市中央区水前寺二丁目 17 番 1-303 号
清家 美穂 熊本市中央区水前寺二丁目 17 番 1-303 号
庄田 浩一 熊本市中央区内坪井町 9 番 50-1 号
奥村 栄隆 熊本市中央区出水五丁目 8 番 39 号
中川 忠勝 熊本市北区打越町 40 番 84 号
井関 真里子 熊本市中央区出水二丁目 2 番 68 号-1002 号

黒澤 小百合 熊本市北区飛田二丁目 1 2 番 1 6 号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間
平成 26 年 7 月 1 8 日から平成 27 年 3 月 3 1 日まで